



募集中！！

長期入院する児童生徒を対象に 訪問学習支援していただける方

長野県教育委員会事務局義務教育課

応募をお待ちしております

教員経験者で、
子どもの不安な気持ちが理解できる人、親の相談に乗れる人、長期にわたり関われる人

1 資格

- (1) 教育職員免許法にもとづく教員免許状を有し、学校教育法第37条、第49条及び第60条で定める校長・教頭・教諭・講師の教職経験を有する者
- (2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
 - ・成年被後見人又は被保佐人
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・長野県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 支援対象児童生徒・職務内容・報酬

- (1) 長期入院児童生徒訪問支援の支援対象は、小・中・義務教育学校に在籍する次の児童生徒です。
 - ・院内学級のない病院に長期入院（入院期間が概ね1ヶ月以上）している児童生徒
 - ・長期入院後、医療上の指示により長期間自宅療養（自宅療養期間が概ね1ヶ月以上）する必要がある児童生徒
- (2) 職務内容は次のとおりです。

支援対象の児童生徒、その保護者、主治医等医療関係者及び学校長等学校関係者と連携して、病院等を訪問し、ベッドサイド学習を行います。また、復学に向けた相談支援も行います。
- (3) 報酬は、1病院1回訪問で2,850円（別途交通費は1日一往復2,610円を上限として支給）で毎月の訪問実績に応じて支給されます。1回の訪問時間は、子どもたちの健康状態に配慮し、1時間から2時間程度を目安にします。1週間に2～3回の訪問をお願いします。

3 応募方法

申込書（長期入院児童生徒訪問支援員登録申込書）を義務教育課または最寄りの教育事務所あて提出してください。登録に際しては必要に応じて面接いたしますので、その際はご協力お願いいたします。様式は <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/gimukyo/gakko/sonota/nyuin.html>（県ホームページ）に掲載しております。希望者には、郵送でもお送りします。

〈提出先〉〒380-8570（専用郵便番号のため住所記載不要）長野県庁義務教育課
または最寄りの教育事務所

4 問合せ先

不明点がございましたら以下までお問い合わせください。

長野県教育委員会事務局義務教育課 電 話：026 (235) 7426（直通）
F A X：026 (235) 7494
メー ル：gimukyo@pref.nagano.lg.jp